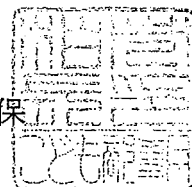


思想、信条等の個人情報の収集に係る諮問書

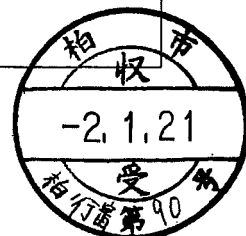
柏こ整第659号
令和2年1月21日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 神谷敦宏 様

実施機関名 柏市長 秋山浩 保



思想、信条等の個人情報を収集したいので、柏市個人情報保護条例第5条第3項の規定により次のとおり諮問します。

個人情報取扱事務の名称	柏市私立幼稚園等運営費等補助金及び柏市特定教育・保育施設等運営費等補助金における「特別な支援を要する児」に対する補助事業
個人情報取扱事務の概要	私立幼稚園及び認可保育園、認定こども園に在籍する児童のうち、心身に障害があるもしくは疾病があるなどの理由により、特別な支援を要する児を教育・保育する事業所に対して、受け入れ態勢を整えるための費用及び専任にあたる職員を雇用した費用の一部を補助する。そのため、特別な支援が必要とされる児の要件に該当しているか確認するもの。
収集する思想、信条等の個人情報の利用目的（収集する理由）	特別な支援が必要とされる児は、以下の要件のいずれかに該当するものであり、その確認をする必要があるため。 (1) 特別児童扶養手当の支給対象者 (2) 身体障害者手帳の交付を保護者が代わって受けている者 (3) 療育手帳の交付を受けている者 (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (5) 児童相談所長から障害を有すると判断された者 (6) 医師から障害を有すると診断を受けた者 (7) 上記の他、市長が特別な支援が必要であると認めた者
思想、信条等の個人情報の収集先	(1) 当該児童が在籍する施設 (2) 当該児童の保護者
収集する思想、信条等の個人情報の項目	特別児童扶養手当の認定通知、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、児童相談所による判定書、診断書、健康・身体状況、障害の状況及び医療・福祉サービスの利用状況
担当部署	こども部 保育整備課及び保育運営課
備考	



柏市私立幼稚園等運営費等補助金及び柏市特定教育・保育施設等
運営費等補助金における「特別な支援を要する児」に対する
補助事業について

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会 提出資料

1 事業の概要

心身に障害を持つ児童については、かつては養護学校など特別な教育の場所において教育を受けることが多かった。

しかし、今日、障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指す「ノーマライゼーション」の取り組みにより、障害を持っている児童であっても、必要な支援を受けて、障害を持たない児童と同じ幼児教育・保育（以下「保育等」という。）の場所で保育等を受けることが一般的になってきている。

また、障害として公的機関の認定を受けていなくても、障害の多様化、重複化により、他の児童と同じペースで物事ができない児童や不測の行動を起こす児童も一定数いるのが保育等の現場の状況である。

「特別な支援を要する児」に対する補助事業は、このような児童が、可能な限り他の児童と同じ場で保育等を受けるインクルーシブ保育等の実現のために、受け入れ体制を整えるための費用及び専任として対象児童の保育等にあたる幼稚園教諭、保育士等を雇用した場合の費用の一部を補助する制度である。

2 対象者

特別な支援を要する児に対して保育等を実施する私立幼稚園、
私立認可保育園及び私立認定こども園

3 特別な支援を要する児の定義

以下の要件のいずれかに該当する乳幼児

- (1) 特別児童扶養手当の支給対象者
- (2) 身体障害者手帳の交付を保護者が代わって受けている者
- (3) 療育手帳の交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

- (5) 児童相談所長から障害を有すると判断された者
- (6) 医師から障害を有すると診断を受けた者
- (7) 上記のほか、市長が特別な支援が必要であると認めた者

4 対象事業

- (1) 特別な支援が必要とされる児を受入れるために行う以下の事業

ア 関係機関（巡回指導実施機関を含む）との連絡、調整及び連携

イ 対象児の心身の状態に応じた教育の実施

- (2) 対象児童を支援するため、専任で幼稚園教諭、保育士等を雇用する事業

5 具体的な情報の収集方法及び特別な支援を要する児としての判定方法

- (1) 特別な支援が必要とされる児が在籍している施設から、別紙の様式 1 及び 2 に記載されている情報の提供を受ける。
- (2) 提供された情報に基づき、保育士、福祉指導員が各施設を訪問し、上記 3 に掲げる条件を満たしているか、施設が事前に作った様式 3 を参考にしながら、同じ様式を用いて調査を行う
- (3) 上記(1)と(2)の情報を総合的に勘案し、特別な支援の必要性を判断し、その結果を施設に通知する。

6 情報収集者数

約 300 名程度

7 担当課

- (1) 補助金の交付決定

保育整備課

- (2) 対象児の判定

保育運営課

申 請 書 (1号 ・ 2号 ・ 3号)

柏市長 秋 山 浩 保 様

申請者 《施設名》

《代表者氏名》

補助事業等の対象となる特別な支援が必要な児童として、当園に通園する下記の児童を申請します。

1. 対象児童

《児童名》

《生年月日》 年 月 日

《児童の入園月日》 平成 ・ 令和 年 月 日

2. 当該児童の状態について地方公共団体等が認めたものの有無

(該当する箇所にチェックを入れてください。)

- | | | |
|--|---------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 身体障害者手帳 | ☐ 療育手帳 | ☐ 精神障害者保健福祉手帳 |
| ☐ 特別児童扶養手当の認定通知 | ☐ 医師の診断書 | ☐ 児童相談所による判定書 |
| ☐ こども発達センター利用者(柏市以外のこども発達センター利用者) | | |
| ☐ 福祉サービス受給者証(児童発達支援事業所の利用者) | | |
| ☐ 無 | | |

3. 保育者意見(申請理由の詳細。当該児童の集団生活の様子をできるだけ詳しく記入してください。)

様式 2

児童のプロフィール (1号・2号・3号)

施設名: _____

児童名 (ふりがな) _____

生年月日 平成・令和 年 月 日 _____ 歳児クラス

入園年月日 平成・令和 年 月 日 _____

家族構成 _____

診断の状況 (診断名 有 ・ 無) 診断日 年 月 日

診断名 _____ 診断医療機関 _____

受診の状況 (該当するものに○)

受診中 受診予定あり 受診予定なし

健診受診の状況

(該当するものに○, 相談・指摘事項があればカッコ内に記入)

1歳6ヶ月健診 (_____)

3歳児健診 (_____)

相談・通所の状況 (該当するものに○)

こども発達センターの利用 有・無

民間の相談・通所サービスの利用 有・無

その他の相談利用 有・無 (相談先: _____)

児童の状況

○運動 (粗大運動・微細運動)

○社会性 (対人関係)

○生活面 (生活習慣・行動)

○言語 (表現・理解)

様式3 チェックシート（幼稚園・保育園用） ※児童の様子が一番わかる人が記入してください。

《児童名》

幼稚園 ・ 保育園

《生年月日》 平成 ・ 令和 年 月 日

※下記の項目の該当する所に、ひとつ〇印をつけてください。（複数該当する場合、比重が高い方に〇をつけてください）

	〇印	こどもの様子	備考（補足事項）
運動面		歩けていない。またはあまり歩くことができない（装具着用している）。	
		歩行が不安定で転びやすい（装具着用なし）。	
		独歩できているが、階段や段差を昇降する時には、大人が介助している（装具着用なし）。	
		歩く、走る、ジャンプ、段差の昇降といった動きが、介助なしでできる。	
食事		1人で食べることができない（全介助）。	
		食事中、立ち歩くことが多く、落ち着いて食べられない。またはひどい偏食がある。	
		手づかみになることはあるが、スプーンやフォークを使って、自分で食べることができる。	
		箸を使うことはできないが、スプーンやフォークを使って自分で食べることができる（手づかみ不可）。	
		食べ物をこぼすことはあるが、箸や介助箸を使って食べることができる（スプーンやフォークは不可）。	
排泄		終日オムツを使用している（全介助）。	
		時間排泄でトイレへ連れて行くが、まだトイレで排泄することができない。	
		時間排泄（オムツ使用可）で、トイレで排泄することができる（失禁があっても可）。	
		夜間や午睡時にオムツを使用しているが、日中は声かけにより自分でトイレへ行き、排泄することができる（失禁があっても可）。	
		声かけで自分でトイレへ行き排泄することができる（失禁があっても可、オムツの使用は不可）。	
着脱		1人で着替えることができない（全介助）。	
		部分的に介助すれば、自分で着ることができる。	
		子どものそばで声かけすれば、自分で着替えることができる（部分介助不可）。	
		ボタンやファスナーはできないが、1人で着脱することができる。	
※様式 行動面		激しい自傷や他傷、多動、パニック、異食（何でも口に入れる）、睡眠障害が顕著に見られ、常時見守りが必要である。	
		自傷や他傷、多動、パニック、異食（何でも口に入れる）などの行動が時々見られ、その時に個別の対応をする必要がある。	
		場面の切替えがうまくできず、集団から行動が遅れがちになり、個別の対応をする必要がある。	
		問題行動があっても個別の対応により気持ちを切替え、集団からあまり遅れることが少なく行動ができる。	
		落ち着きはないが、指示をすれば座る、待つなどの行動ができる。	
対人関係		人に対して興味や関心を示さない。	
		他児とうまく関わらず、トラブルを起こすことが多い。	
		声かけや誘導することで、他児との関わりはないが集団の中に入ることができる（途中で退出しても可）。	
		声かけや自分から集団の中に入り、持続はしないが他児と関わろうとする姿が見られる（途中で退出しても可）。	
		声かけや自分から集団の中に入り、最後まで他児と一緒に関わるることができる（同じようにできなくても可）。	

※下記の項目の該当する所に、ひとつ〇印をつけてください。(複数該当する場合、比重が高い方に〇をつけてください)

〇印	こどもの様子	備考 (補足事項)
遊び	遊びに興味や関心を示さない。または遊具や玩具を使って遊ぶことができない。	
	ひとつの遊具や玩具で、落ち着いてじっくり遊ぶことができない。	
	いつも1人で遊んでいることが多い。または自分の好きな遊びをずっとしていて、誘いかけに応じることができない。	
	声かけや誘いかけにより、遊具や玩具で遊ぶことができる。	
	遊びの偏りは見られるが、自分で遊具や玩具を使って遊ぶことができる。	
言語	発声のみで喃語もない。	
	喃語のみで単語が出ていない。	
	単語が出ている (聞き取りにくくてもよい、単語数が少なくてもよい)。	
	単語から2語文の言葉が出ている。	
	3語文以上の言葉は出ているが、会話が成立しにくい。	
指示理解	人の声に反応がない。	
	簡単な指示でも意味を理解することができない。または制止や危険認知の態度を理解することができない。	
	最後まで話を聞けず、勝手な行動をしてしまうことがある。	
	一斉指示だけでは理解することが難しく、個別に声かけが必要である。	
	一斉指示で行動はできるが、聞き漏らしがあったり途中で違う行動をしてしまうことがある。	
健康面	医療面や行動面で特別な配慮が必要であり、看護師や担任などによるケアが常に必要である。	
	てんかん発作はあるが、ある程度薬でコントロールできている。	
	弱視や難聴の問題があり、眼鏡や補聴器の使用をしている。	
	食べ物のアレルギーはあるが、除去さえすれば特に問題はない。	
	疾患はあるものの、健康上の特別な配慮を必要とすることはない。	

《記入日》

年

月

日

《記入者名》

歳児クラス担任

備考(補足事項)

様式3 チェックシート（審査者用）

《児童名》

幼稚園 ・ 保育園

《生年月日》 平成 ・ 令和 年 月 日

※下記の項目の該当する所に、ひとつ○印をつけてください。（複数該当する場合、比重が高い方に○をつけてください）

	○印	こどもの様子	備考（補足事項）
運動面		歩けていない。またはあまり歩くことができない（装具着用している）。	
		歩行が不安定で転びやすい（装具着用なし）。	
		独歩できているが、階段や段差を昇降する時には、大人が介助している（装具着用なし）。	
		歩く、走る、ジャンプ、段差の昇降といった動きが、介助なしでできる。	
食事		1人で食べることができない（全介助）。	
		食事中、立ち歩くことが多く、落ちていて食べられない。またはひどい偏食がある。	
		手づかみになることはあるが、スプーンやフォークを使って、自分で食べることができる。	
		箸を使うことはできないが、スプーンやフォークを使って自分で食べることができる（手づかみ不可）。	
		食べ物をこぼすことはあるが、箸や介助箸を使って食べることができる（スプーンやフォークは不可）。	
排泄		終日オムツを使用している（全介助）。	
		時間排泄でトイレへ連れて行くが、まだトイレで排泄することができない。	
		時間排泄（オムツ使用可）で、トイレで排泄することができる（失禁があっても可）。	
		夜間や午睡時にオムツを使用しているが、日中は声かけにより自分でトイレへ行き、排泄することができる（失禁があっても可）。	
		声かけで自分でトイレへ行き排泄することができる（失禁があっても可、オムツの使用は不可）。	
着脱		1人で着替えることができない（全介助）。	
		部分的に介助すれば、自分で着ることができる。	
		子どものそばで声かけすれば、自分で着替えることができる（部分介助不可）。	
		ボタンやファスナーはできないが、1人で着脱することができる。	
※様式 行動面		激しい自傷や他傷、多動、パニック、異食（何でも口に入れる）、睡眠障害が顕著に見られ、常時見守りが必要である。	
		自傷や他傷、多動、パニック、異食（何でも口に入れる）などの行動が時々見られ、その時に個別の対応をする必要がある。	
		場面の切替えがうまくできず、集団から行動が遅れがちになり、個別の対応をする必要がある。	
		問題行動があっても個別の対応により気持ちを切替え、集団からあまり遅れることが少なく行動ができる。	
		落ち着きはないが、指示をすれば座る、待つなどの行動ができる。	
対人関係		人に対して興味や関心を示さない。	
		他児とうまく関わらず、トラブルを起こすことが多い。	
		声かけや誘導することで、他児との関わりはないが集団の中に入ることができる（途中で退出しても可）。	
		声かけや自分から集団の中に入り、持続はしないが他児と関わろうとする姿が見られる（途中で退出しても可）。	
		声かけや自分から集団の中に入り、最後まで他児と一緒に関わるることができる（同じようにできなくても可）。	

※下記の項目の該当する所に、ひとつ〇印をつけてください。(複数該当する場合、比重が高い方に〇をつけてください)

〇印	こどもの様子	備考 (補足事項)
遊び	遊びに興味や関心を示さない。または遊具や玩具を使って遊ぶことができない。	
	ひとつの遊具や玩具で、落ち着いてじっくり遊ぶことができない。	
	いつも1人で遊んでいることが多い。または自分の好きな遊びをずっとして、誘いかけに応じることができない。	
	声かけや誘いかけにより、遊具や玩具で遊ぶことができる。	
	遊びの偏りは見られるが、自分で遊具や玩具を使って遊ぶことができる。	
遊び	発声のみで喃語もない。	
	喃語のみで単語が出ていない。	
	単語が出ている (聞き取りにくくてもよい、単語数が少なくてもよい)。	
	単語から2語文の言葉が出ている。	
	3語文以上の言葉は出ているが、会話が成立しにくい。	
言語	人の声に反応がない。	
	簡単な指示でも意味を理解することができない。または制止や危険認知の態度を理解することができない。	
	最後まで話を聞けず、勝手な行動をしてしまうことがある。	
	一斉指示だけでは理解することが難しく、個別に声かけが必要である。	
	一斉指示で行動はできるが、聞き漏らしがあったり途中で違う行動をしてしまうことがある。	
指示理解	医療面や行動面で特別な配慮が必要であり、看護師や担任などによるケアが常に必要である。	
	てんかん発作はあるが、ある程度薬でコントロールできている。	
	弱視や難聴の問題があり、眼鏡や補聴器の使用をしている。	
	食べ物のアレルギーはあるが、除去さえすれば特に問題はない。	
	疾患はあるものの、健康上の特別な配慮を必要とすることはない。	
健康面		

【審査実施日】 令和 年 月 日
当該児童の様子

【行動観察者】 《所属・氏名》

《所属・氏名》